

支給に当たっての注意事項

【支給対象者について】

- 令和2年5月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
※令和2年5月分の特例給付の支給を受ける方も支給対象者です。
「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年5月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、益田市子ども福祉課までご相談ください。

- 令和2年5月分の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・ 令和2年5月分の児童手当の対象となっているお子さん
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請について】

- 支給を受ける場合には、申請は不要です。

【支給先について】

- 原則として、令和2年5月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。

- 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続きをしてください。

【支給の辞退について】

- 支給を受けることを辞退する場合は、「益田市子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。

【支給辞退の方法について】

- 届出方法は、次の2種類です。
 - ① 郵送届出方式：届出書を郵送により益田市に提出していただく方式
 - ② 窓口届出方式：届出書を益田市の窓口に提出していただく方式
- 届出期限は次のとおりです。
届出期限：7月31日（金）必着

【郵送届出方式・窓口届出方式の申請方法】

- 記載要領を参考に、届出書に必要事項を記載して、郵送により又は益田市の窓口に提出してください。
- 届出書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
 - ※ 外国人住民の方は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

【益田市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、益田市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- 支給対象者に対し、令和2年4月30日時点において益田市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に益田市子育て世帯臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和2年12月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、益田市子育て世帯臨時特別給付金は支給さ

れません。

- 益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した益田市子育て世帯臨時特別給付金の返還を求めます。
- 益田市子育て世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

益田市福祉環境部 子ども福祉課

電話：0856-31-0243

0856-31-1380